

第 17 期

決算公告

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

株式会社グランドニッコー東京

貸 借 対 照 表

2022年3月31日現在

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|--------------|------------------------|----------------|
| (資産の部) | 百万円 | (負債の部) | 百万円 |
| 流 動 資 産 | 856 | 流 動 負 債 | 6,281 |
| 現金及び預金 | 92 | 買掛金 | 61 |
| 売掛金 | 220 | 短期借入金 | 5,678 |
| 原材料及び貯蔵品 | 75 | 未払金 | 61 |
| 前払費用 | 268 | 未払費用 | 274 |
| 未収収益 | 13 | 未払法人税等 | 3 |
| 未収金 | 31 | 前受金 | 135 |
| 未収消費税 | 108 | 預り金 | 12 |
| その他流動資産 | 46 | 賞与引当金 | 54 |
| 貸倒引当金△ | 1 | | |
| 固 定 資 産 | 1,436 | 固 定 負 債 | 1,751 |
| 投資その他の資産 | 1,436 | 退職給付引当金 | 1,024 |
| 敷金 | 1,350 | 役員退職慰労引当金 | 5 |
| 投資有価証券 | 25 | 役職者退職慰労引当金 | 94 |
| 関係会社株式 | 15 | 長期未払金 | 457 |
| その他の投資等 | 48 | 預り保証金・敷金 | 151 |
| 貸倒引当金△ | 3 | 資産除去債務 | 15 |
| | | 繰延税金負債 | 2 |
| | | 負 債 合 計 | 8,032 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 株 主 資 本 | △ 5,745 |
| | | 資本金 | 100 |
| | | 資本剰余金 | 1,156 |
| | | その他資本剰余金 | 1,156 |
| | | 利益剰余金△ | 7,001 |
| | | その他利益剰余金△ | 7,001 |
| | | 繰越利益剰余金△ | 7,001 |
| | | 評価・換算差額等 | 5 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 5 |
| | | 純 資 産 合 計 | △ 5,740 |
| 資 産 合 計 | 2,292 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 2,292 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
 - 関係会社株式
 - 移動平均法による原価法によっております。
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 主に原材料及び貯蔵品の評価方法は、移動平均法による原価法によっております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出しております。）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - 定率法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員の賞与の支給に充てるため、翌期支給見込額の当期負担分を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - イ 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
 - ロ 数理計算上の差異の費用処理方法
 - 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (5) 役職者退職慰労引当金
 - 役職者の退職時の支出に備えるため、当事業年度末における役職者退職慰労債務の見込額に基づき計上しております。
4. 重要な収益の計上基準
 - サービスの提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した額で収益を認識しております。
 - (1) 会計方針の変更に関する注記
 - (収益認識に関する会計基準等の適用)
 - 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準等」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
 - 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。
 - ① 本人及び代理人取引に係る収益認識
 - 顧客へのサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来の総額での収益認識から純額での収益認識に変更しております。
5. 消費税及び地方消費税の会計処理
 - 税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

| | |
|------------------|---------------|
| 当期末における発行済株式の総数 | |
| 普通株式 | 2,001 株 |
| (1 株当たり情報に関する注記) | |
| 1 株当たりの純資産額 | △ 2,868,720 円 |
| 1 株当たりの当期純利益 | △ 1,213,833 円 |

(その他の注記)

当社の当期純損益金額は△2,428百万円でございます。